

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	株式会社東電通 松山支店 4
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	山間・離島含む未整備エリアに光インフラを整備していく方向性は理解できるが、一時期に全面整備することの必要性・メリットが見えない。
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	超高速ブロードバンドの利用率向上はハード面の整備ではなく、サービルの問題であり、その開発を促すことである。 NTTの市場支配率を低下させることが普及に向けての第一命題ではない。 今回の議論のポイントは、「設備投資」をしたくない事業者の論理が大きく影響している